

意見書第 14 号

特定秘密の保護に関する法律の参議院での強行可決に強く抗議し、同法の廃止
を求める意見書

上記の議案を会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 12 月 10 日提出

読谷村議會議長 新 垣 修 幸 殿

提出者 読谷村議會議員 仲宗根盛良

賛成者 読谷村議會議員 長浜宗則

同 比嘉郁也

同 伊波篤

同 當山勝吉

同 大城行治

同 照屋清秀

特定秘密の保護に関する法律の参議院での強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書

去る 12 月 6 日、特定秘密の保護に関する法律が参議院で強行採決され、与党の賛成多数で可決されたことに対し、強く抗議する。

同法は、行政機関による恣意的な情報隠しを許すばかりか、国民の知る権利の侵害、取材や調査を含む表現活動の萎縮、身辺調査によるプライバシーの侵害、思想差別、国民監視の合法化、議会制民主主義の破壊を招くなど、重大な問題を数多く含み、日本国憲法や国際人権規約のみならず「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツワネ原則)にも違反する。

日弁連をはじめ、報道機関、出版社、各地方議会も再三再四にわたり同法の問題点を具体的に指摘し、反対や懸念を表明してきた。

国民の問題意識も強く、世論調査でも過半数が反対、慎重審議を求める意見が 8 割にものぼる結果が出ている。

にもかかわらず、政府与党は、同法の審議を特別委員会に丸投げしたばかりか、一部野党と密室で擦り合わせ協議を行ない、「修正」でごまかし、福島市やさいたま市で実施された「地方公聴会」では、公述人 7 名全てが反対ないし慎重審議を求める意見であったにもかかわらず、地方公聴会の結果さえも無視し、強行可決したものであり、国民の「知る権利」や「報道の自由」、民主主義を蹂躪する許しがたい暴挙であると言わざるを得ない。

沖縄県は特に米軍基地が集中することもあり、今回の強行可決による影響は図り知れない。むしろ徹底した情報公開によって建設的な議論が政治や一般社会の中で展開されてこそ、健全な民主主義国家と言えるのではないだろうか。

日本は、かつて治安維持法による情報統制と言論封殺のもとに戦争を遂行し、国内外に多大な犠牲を生じさせた事実がある。同じ過ちを二度と繰り返してはならない。

よって、読谷村議会は、同法に国民の 8 割が慎重審議を求めていたにもかかわらず、参議院での強行可決に対し憤りをこめて抗議するとともに、同法の廃止を強く要求する。

以上地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 10 日

沖縄県読谷村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣
少子化対策担当大臣